# 凌　雲　会　会　則

## 前　文

私たち角館中学校第１８期同期生は，卒業後，三十三歳厄祓い神事斎行にはじまり数々の営みを共にしてきました。そして今，還暦算賀祭斎行をもって大きな節目を遂げました。これらの営みを高齢人生の「潤いのひとコマ」として長く確かに続けていくために「凌雲会」を正式創設し，これからの営みに資することとします。凌雲会会則は，この前文及び次の１章から５章また付則をもって規定することとします。

## 第１章　名称・組織

第　１　条　本会は「凌雲会」（以下「本会」という）と称する。

第　２　条　本会は秋田県角館中学校第１８期生(旧角館町立角館中学校昭和４８・４９・５０年度在籍者)で組織する。

第　３　条　本会の事務局を会長の自宅に置く。その所在地は別表に記すこととする。

## 第２章　目的・事業・守秘義務

第　４　条　本会は会員相互の親睦及び母校への賛助，また，逝去会員への弔意表出をすることを目的とする。

第　５　条　前条の目的のため「懇親会」「旅行」等の親睦事業,及び,賛助また弔意事業にあたる。併せて，会員名簿の作成，更新をする。

第　６　条　前条の事業推進にあたっては，知り得た個人情報は厳格に取り扱い，当該会員の承諾無く第三者にその情報を漏洩してはならないものとする。

## 第３章　役　員

第　７　条　本会に次の役員を置き，事業の推進にあたる。

（１）会　　長〈１名〉
（２）副 会 長〈３名〉
（３）会計幹事〈２名〉
（４）監査幹事〈２名〉
（５）学級幹事〈各学級２名：計１２名〉
（６）地区幹事〈１０名程度：地区は角館・中川・西長野・雲然・下延・秋田〉
（７）特別幹事〈会長の委嘱により若干名〉

第　８　条　役員の職務は次のとおりとする。

（１）会長は，本会を代表し，会務を統括する。
（２）副会長は，会長を補佐し，会長に事故あるときにはその職務を代行する。
（３）会計幹事は，本会の会計事務を執り行う。
（４）監査幹事は，本会の業務及び会計を監査し，その状況を会員に報告する。
（５）学級幹事は，本会事業の運営を分担し行う。また，会員の状況把握に努める。
（６）地区幹事は，本会事業の運営を分担し行う。また，会員の状況把握に努める。
（７）特別幹事は，会長の依頼により会務推進に係る特別用務を行う。

第　９　条　第７条（１）から（６）の役員は「凌雲会総会」において選出する。（７）の役員は会長委嘱とする。なお，役員の重任及び再任をさまたげない。

第１０条　役員の任期は付則に，また，その氏名は別表に記すこととする。

## 第４章　会議・会議構成・役務等

第１１条　本会は「凌雲会総会」「幹事会」「三役会」の会議をもって会務を推進する。

第１２条　前条の各会議の構成，役務等については次のとおりとする。

１　「凌雲会総会」は全会員によって構成し，毎年１回４月に開催する。但し，書面総会とする。また，「凌雲会総会」の開催は会長が通知する。

２　「凌雲会総会」の議事は，会務報告，会計報告，監査報告，会務及び会計の計画，役員改選，会則改廃，その他会務推進に必要な事項とする。

３　「凌雲会総会」の議事は会員の書面表意により過半数の承認によって決する。

４　「幹事会」は第３章第７条の役員をもって構成し，本会事業を推進，執行する。
５　「三役会」は第３章第７条の（１）から（４）の役員をもって構成し，本会事業の推進に係る執行案を講ずる。
６　「幹事会」及び「三役会」は事業推進の必要に応じ会長が招集する。なお，「三役会」には会長の要請による他幹事の参席を認めるものとする。

## 第5章　会　計

第１３条　本会の経費は「事業参加費（事務通信費等を含む)」「寄付金」「弔意費（臨時徴収)」「その他の収入」をもって充てる。なお，令和３年度の経費は「還暦事業」の残額を充てる。
第１４条　本会の会務及び会計年度は，毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

## 付　則

１　この会則は令和４年１月１日から施行する。また，本会の設立日を令和４年１月１日とする。
２　役員の任期は次のとおりとする。また，役員は各任期初年度に改選する。
（１）第１期：令和３年度～令和８年度（２０２１年度～２０２６年度）の５年３ヶ月
（２）第２期：令和９年度～令和１３年度（２０２７年度～２０３１年度）の５年
（３）第３期以降の任期を５年とする。
３　第１期（令和３年度～令和８年度）の役員は別表「凌雲会役員」のとおりである。
４　第１期の事務局の所在地（会長宅）は別表に記すとおりである。
５　第４章第１２条５項「三役会」の構成員を事務局員とする。

※制定：令和３年１２月１５日（水)「凌雲会設立総会（書面総会)」において決議される。

別表

「凌雲会役員」

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 会長 | 鈴木達朗 |
| 2 | 副会長 | 冨岡美津子・花田浩康・髙階栄子 |
| 3 | 会計幹事 | 藤村浩美・山田かおる |
| 4 | 監査幹事 | 米澤浩美・木元さとみ |
| 5 | 学級幹事（学級：Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ・Ｅ・Ｆの６学級） | |
| | Ａ組 | 武藤広・伊藤多鶴子 |
| | Ｂ組 | 田口秀成・小林さとみ |
| | Ｃ組 | 黒澤一彦・草彅裕子 |
| | Ｄ組 | 大澤瞳・戸嶋千佳子 |
| | Ｅ組 | 高橋智子・髙橋春美 |
| | Ｆ組 | 元木たへ・渡辺浩子 |
| 6 | 地区幹事（地区：角館・中川・西長野・雲然・下延・秋田） | |
| | 角館 | 草彅次男・高橋偉史・柴田英幸 |
| | | 吉田久也・賢木剛・田村淳悦 |
| | | 渡辺浩子 |
| | 中川 | 戸澤徳昭・田口恭子 |
| | 西長野 | 茂木博巳 |
| | 雲然 | 戸嶋千佳子 |
| | 下延 | 鈴木雄喜 |
| | 秋田 | 鈴木容子・伊藤深雪 |
| 7 | 特別幹事（会長委嘱） | |
| | ＩＴ担当 | 田口秀成・藤村浩美・高橋偉史 |
| | 相談役 | 尾形祐之介 |

◆事務局の所在地（会長の自宅）:〈〒014-0347〉仙北市角館町小勝田中川原１３７－２９